169-衆-予算委員会-10号 平成20年2月18日

○逢沢委員長　次に、山井和則君。
○山井委員　これから七十五分にわたって質問をさせていただきます。
　まず冒頭に、鳩山法務大臣にお伺いしたいと思います。
　先日、ホテルが日教組の集会をキャンセルした。これは、高裁の判決にも従わなかったということで非常に大きな問題となりまして、新聞各紙のすべての社説が非常に厳しい批判をしたということであります。これは、法の支配に服さないのは大問題であると思いますが、法務大臣の見解をお伺いしたいと思います。
○鳩山国務大臣　山井先生の御質問にお答えいたします。
　先生から御指摘のあった案件というような個別の案件については、法務大臣としてコメントすることは差し控えたいと思っております。
　あくまで一般論として申し上げれば、いかなる紛争であれ、裁判所が公正な審議を経た上で出した裁判、それを無視して、あえてこれに反する行動をとられる当事者がもしいらっしゃるとすれば、法治国家にあるまじき事態であると私は考えます。
○山井委員　本当に、これは法治国家にあるまじき深刻な大問題であると思います。
　そこで、舛添大臣にもお伺いしたいと思います。
　これは、会場がキャンセルされただけではなくて、百九十余りの客室も、宿泊予定だった客室も一方的にキャンセルをされた。これは、旅館業法違反にも当たるのではないかと思いますが、こういうことに関しても行政指導すべきではないかと思いますが、見解、いかがでしょうか。
○舛添国務大臣　委員御指摘のように、旅館業法の第五条は、例えば、宿泊しようとする者が伝染病にかかっているとか、賭博、その他の違法行為や風紀を乱す行為をするおそれがあるとか、それから、宿泊施設にあいた部屋がない、こういうとき以外は宿泊を拒んではならないという規定がありますから、今回の措置というのは、私は、旅館業法に違反している疑いが濃厚であるというふうに思います。
　そこで、指導ですけれども、これは、法律では自治事務ということになっておりまして、都道府県知事の権限で行う。そして、東京都につきましては、区に権限を移譲しているということで、今後、港区がこの件に対してホテルを事情聴取する予定でございます。
○山井委員　こういうことは本当に二度とあってはならないと思います。
　それでは、法務大臣、もう結構でございます。ありがとうございます。
　次に、道路特定財源についてのお話に入りたいと思います。
　冬柴大臣、先日も長時間質問に答えていただきまして、ありがとうございます。ちょっと整理をさせていただきます。
　昨日の「日曜討論」でも、この道路特定財源の暫定税率の維持が必要な一つの大きな根拠として、千八百の市町村のうち千七百九十四の首長の方々が賛成の署名をされた、そしてその要望書を持ってこられたということが大きく取り上げられておりまして、地方自治体が暫定税率維持に賛成しているという根拠となっておりました。
　そして、この件や、あるいはきょうの私の資料、ちょっと分厚いですが、その一ページにありますように、一月二十日付の北海道新聞によると、こういう暫定税率維持の、ある民間団体がやる署名に対して、国交省の出先機関である網走開発建設部の職員が、勤務時間中に管内の十八市町村職員に署名依頼をした、こういう問題がございまして、問題になったわけであります。
　言うまでもなく、国土交通大臣あての暫定税率維持の要望書を、国土交通大臣の部下の方々がその署名集め、署名依頼を勤務時間中にやっていたら、これは自作自演、やらせになって問題であるのは当然であると思います。
　そこで、この間どういう議論があったか振り返りたいと思うんですが、二ページをお願いいたします。私が、網走のケースに関して、二ページ左下ですね、「こういう事例がほかにないか調査していただけますか。」と質問しましたら、冬柴大臣は、「調査をします。」と。それで、次のページにございますように、冬柴大臣は、「しかるべく、誠心誠意やります。」というふうに答弁をしてくださっております。

そして、次の四ページ目を見ていただけますか。それを受けて、先週、二月十三日に私はここで質問をいたしました。それに対して大臣は、線が引いてあるように答弁をされました。「ほかの職員がそういうことをしているかどうか調査をいたしますということをここで約束させていただきました、」「調査の結果、このような事実は報告はされておりません。」と。この「ほかの職員がそういうこと」というのは、網走のようなことということであります。

それで、その線を引いた少し左下に、ちょっとここは線を引いてありませんが、読み上げますと、「国土交通大臣あての要望書なわけですから、それは国土交通省の役人が署名集めをしていてはおかしいというふうに思うわけですが、冬柴大臣、いかが思われますか。」と質問しましたら、冬柴大臣も、「それはおかしいと思います。」というふうに答弁をされています。

次の五ページ、お願いをいたします。ここも線を引いておきました。「確認しますが、この調査の中には首長さんへの署名のことも含まれているんですね。」と。それに対して冬柴大臣は、「私は、そのように全部申し上げたつもりで、だから読み上げたわけでございます。」というふうに肯定をされておられます。

次のページ、お願いいたします。六枚目、上の線が引いてあるところ、左上です。「網走のケースのように、国土交通省の職員が勤務時間中に道路特定財源の署名活動を集めたというケースは、全国でほかにはないという認識ですか、」ということに対しても、「その段階ではないということでございますから、私の認識としてはありません」と明確に冬柴大臣は否定をされております。

それで、ちょっと本当にくどいようで恐縮なんですが、何度も私は聞きました。左下、「客観的に、事実として、勤務時間中に国土交通省の職員が署名集めをやった、圧力ではなくですよ、圧力あるなし関係なく、そのことも今回の調査対象に入っているんですか。」と聞きましたら、冬柴大臣は、「入っています。」と明確に答えておられます。

それで、次。議事録は最後ですが、八ページ右上。私が、「大臣の認識では、こういう署名活動を勤務時間中にやれば、やった事実としてそれは圧力になり得る、そういう認識ということでよろしいですか。」。大臣は、「そのように認識されて結構だと思うし、私もそう思いますよ。」と答弁をしてくださっております。

それで、大臣からこのとき、たしか、何度言わすんですか、くどいですねというふうに言われたのを覚えているんですが、なぜ私が何度も聞いたかというと、前日に事前のレクで国土交通省から聞いていた説明と大臣の答弁が違ったから、私は驚いて、何度も確認をさせていただいたんです。

どういうことかといいますと、前日の国交省の担当者のレクでは、これは圧力をかけてなかったら一般の署名活動は調査には含まれてない、網走のケースも含まれてないということをおっしゃっていたんです。だから私はそういうつもりで質問をしたら、大臣が、そうではない、圧力のあるなしにかかわらずすべて含まれている、網走のケースと同様の調査をしたんだということをおっしゃったので、そういう意味では私は大臣の答弁を聞いて安心をしたわけです。

私は大臣の答弁を聞いて、前日のレクのときには網走のケース、つまり、圧力はかけてないと本人が認識していたら問題はないということで、網走のケースは対象には入っていませんというレクを聞きながら、しかし大臣の答弁によると、網走のケースを調査しているんです、圧力あるなしにかかわらず今回調査したんですよとおっしゃった。

それで、私も、どちらの言っておられることが正しいのかなと思って、再び翌日に、十五日に聞いてみました。そうしたら、また話がひっくり返って、網走のケースは入っておりません、圧力かけていませんからと。そうしたら、大臣がおっしゃられたことと国土交通省の担当者が言っていることがまた違うわけなんですね。私は大臣が答弁されたとおりだというふうに信じておりますが。

それで、次の九ページを見ていただけますか。

これは余り水かけ論になってもなんなので、では国土交通省に書面で見解を出してくださいと言いましたら、網走が含まれる北海道開発局からはどういう回答がこの調査に対して来ているんですかというと、九ページにありますように「別紙のとおり」。次のページですね。どういうことになるかというと、十ページ、北海道開発局、網走が含まれているところからは、該当する職員ゼロ。つまり、今回の調査には網走のようなケースは含まれて

いないと。冬柴大臣が網走のようなケースがほかにないか調査しろと言ったにもかかわらず、その肝心の網走のケースは今回調査の対象になってないということになってしまっているわけです。

なぜそういうことになっているんですかと聞きますと、九ページに戻りますが、今回の調査では、地方公共団体等の活動に関し、職員であることの立場を利用して、指示、干渉を行うなど、圧力を加えたことがあるかどうかを聞いており、これに該当する行為があれば対象となるが、北海道開発局の職員が行ったファクスでの署名協力については該当する報告はない、つまり、これは圧力をかけてないからということなんですね。

ですから、これは見てもらったらわかりますが、十ページ、十一ページ、十二ページ、十三ページ、十四ページ、ずっと十八ページまで、全国九の整備局や出先機関はすべてきれいにゼロとなっているわけですが、それはあくまでも圧力をかけたのがゼロであって、網走のような勤務時間中に署名依頼、署名活動を地方自治体や職員や首長にしたかという調査はやってないということなんですね。

それで、念のため聞いてみました。十九ページの３ですね。該当する職員ゼロとは、全国で勤務中に国土交通省職員が署名活動の依頼をしなかったということか。今回の調査結果から、国土交通省の職員は、勤務時間中には一切、特定財源関係の署名依頼を、地方自治体、首長に行っていないと理解してよいかということを聞くと、読んでもらったらわかりますように、すべてが金太郎あめのように、圧力を加えたかどうかを聞いており、該当する者はないということです。

大臣もこれを読んでいただいたらわかると思うんですが、私が前回指摘したように、これは勤務時間中に署名活動をやったかどうかの調査じゃなくて、話がすりかわって、圧力をかけたかどうかの調査になってしまっているんじゃないですかと私はくどいほど何回も聞きましたが、大臣からは、いや、これは圧力あるなし関係なく、「入っています。」という明確な答弁をいただいたわけですね。

そこで私は整理をしてみました。二十四ページです。これ、余り水かけ論になってもだめなので、議事録をもとにきっちり議論した方がいいと思いますので。つまり、どう食い違っているか。

二月十三日の予算委員会で、北海道の職員の事例を挙げて、ほかの職員がそういうことをしているかどうか調査いたしますということを約束したというふうに冬柴大臣は明確に答弁されています。これは議事録のとおりです。

つまり、この矢印で書いたのが私の理解で、他の職員が網走の職員のようなことをしていないか調査すると予算委員会で約束して、その調査を行われたということですね。

次に、「冬柴大臣の確認」ということで、私が、網走の実例があったから質問しております、今回の調査対象に入っているんですか、圧力あるなしに関係なく、今回の調査対象に入っているんですかと聞きますと、「入っています。」と明確におっしゃっている。

つまり、矢印にありますように、圧力あるなし関係なく、網走開発建設部の場合のような行為も今回の調査対象に入っていると明言をされています、確認ですが。

にもかかわらず、翌々日、国交省に確認しますと、網走の職員が行った行為は、圧力を加えた行為には該当しておらず、今回の調査において報告すべき事項には該当しないと。国交省の回答は違うんですよね。つまり、国交省が行った調査と冬柴大臣の答弁が明らかに食い違っているわけなんです。

そこで、冬柴大臣にお伺いしたいんですが、網走のケースは今回の調査の対象に入っているんですか。

〇冬柴国務大臣　私の気持ちとしては、当然入っていると思います。

ところが、この事例一ページの指示が事実かどうかわかりませんけれども、いわゆる好意、自動車に乗せてあげる好意同乗というのがありますね。好意で乗せてあげるというのがありますね。そのように好意なんですよ、これ、やっているのは。それで……（発言する者あり）ちょっと待ってよ。協力を求められた十八人は署名した事実はない、それから、以前から同会関係者と知り合いであった、自発的に協力を求めるファクスなどを市町村職員に送った、それから、開発局は、これは一職員個人の行動であり、開発局として協力を求めた事実はないと言っていること等々、非常に軽率な行為でまことに遺憾だ、今後このようなことがないように全職員に指導を徹底する、それが全体的な雰囲気なんですね、実際問題。

ですから、もう非常に長い時間、貴重な予算委員会でこれだけのやりとりをやっておるんですから、直截的に、

じゃ八千人にもう一度やりましょう。それで終わりですか。（山井委員「はい」と呼ぶ）ああ、そうですか。それじゃ、やりましょう。そうしたらいいでしょう。そのときは無条件にね。無条件にということでしょう。（山井委員「はい」と呼ぶ）こういうことがあったかということでいいんですか。いいですか。（山井委員「はい」と呼ぶ）やりましょう。

○山井委員　今、無条件に、圧力あるなしなく、勤務時間中に署名依頼、署名活動をされたということを調査してくださると約束してくださいました。

それで少し確認なんですが、前回の答弁でも、五ページ、「確認しますが、この調査の中には首長さんへの署名のことも含まれているんですね。」というふうなことを確認しておりますが、そのことも、冬柴大臣、改めて確認をしていただければと思います。

○冬柴国務大臣　それはだれから、職員から首長にということですか。職員から首長。（山井委員「はい」と呼ぶ）じゃ、職員がそういうことをお願いしたことがあるかということでいいんじゃないですか。それでいいのでしょう。（山井委員「そうです」と呼ぶ）はい、わかりました。

○山井委員　冬柴大臣、そうしたら、その調査もやってくださるということでよろしいですか。一応答弁をお願いします。

○冬柴国務大臣　やりましょう。

○山井委員　ありがとうございます。

それで、実はこの調査に、先日も申し上げましたように、四十七の都道府県の中で二十八の都道府県が、土木整備部部長とか都道府県の担当者が国交省からの出向になっておりますので、その方々についても調査を含めるということでよろしいでしょうか。

○冬柴国務大臣　それは、前回議論をして、私はきちっと答えたつもりですよ。国と地方は対等、平等である、国家行政組織法十五条、ちゃんと書いてありますよ。ですから、そこへ行ったらそこの首長の指示に従うのは当たり前でありまして、我々がその人にどうこうするということはできません。そういうことです。

○山井委員　そこは私も問題あると思いますが、冬柴大臣、それでは、予算委員会もこれはかなり審議も進んできておりますので、早急にこれはやっていただきたいんですが。というのは、私は一月二十九日に調査を要望したわけですけれども、残念ながら、それと違う調査が行われたわけですので、ちょっと早急にやっていただきたいんだが、いつぐらいまでに大体答えを出していただけますか。もう一月二十九日から要望しているんですから。

○冬柴国務大臣　来週の月曜日ぐらいまでは、十日とか言うんですけれども、やはりそれぐらいで努力をさせます。

○山井委員　これになぜ私がこれだけこだわるかといいますと、先日も申し上げましたように、国土交通省の職員の方々が首長さんのところに署名の依頼に行かれたという話を私は聞いたこともございます。そういうことがございまして、万が一それが事実であれば、やはり、大臣あての暫定税率維持の要望書を、大臣の部下の方が署名依頼に勤務として行かれているということであれば、これは自作自演、やらせということになるのではないか。そういう意味では、これは、そういうことでないという身の潔白を表明する上でも、当然、調査というのは非常に重要であると思っております。

それで、改めてお伺いしたいんですが、そうしましたら、先ほど国土交通大臣は、そういう雰囲気が現場にあるということをおっしゃっていたんですが、この網走のケースのような、勤務時間中に職員の方が市町村の職員に暫定税率維持の署名活動を行う、そういうふうなことというのは例外的なことだと思っておられますか、いかがですか。

○冬柴国務大臣　全く例外だと私は思いますよ。

ただ、国土交通省の自作自演という言葉を言われましたね。国土交通省が組織決定をして職員を動かしたら、それはそうですよ。しかし、職員といっても、独立の人格を持っているわけですから、自己の判断がありますよ。そうでしょう。この人も、北海道の人も、自分の意思で、上司の命令もないのに自分の意思でやったということなんですよ。（発言する者あり）

それはしかし、さっきも何かやじの方も言っていますけれども、勤務中にやった、それから、何か公のファクス

か何か知りませんけれども、を使ったということがありますね。僕は、これはいかぬということで注意しました、それは。そういうことはだめだということで注意をいたしました。
○山井委員　そうしたら、改めて確認しますが、ファクスを使ったこと、メールを使った、パソコンを使ったとか、そういうのを使っていなくても、勤務時間中にそういう活動をするというのは問題だという認識でよろしいですか。
○冬柴国務大臣　だから、それが問題かどうかといえば、組織でやったかどうかということが問題なんですよ、組織的に。
　だけれども、国交省、六万三千人おりますから、それはそれぞれが意思を持っていますよ。こういう問題について、賛成だという人も、あるいは反対だという人もあるかもわからない。それをどういう方法で表現したからどうなるのかという問題を、全部、自作自演とか国土交通省ぐるみとか、それは言い過ぎだと思いますよ。
　ですから、今度またペケになったら大変ですからね、これは大変な費用ですからね。ですから、これは勤務時間中にと書いたらだめなんでしょう。違うんですか。これは書いてもいいんですか、勤務時間中に。それから、公のファクスとかそういう機材を使ってとか、それもいいんですか。そこは違う。勤務時間中だけ。（山井委員「はい」と呼ぶ）そういうことをしたことがあるかどうか。それで、それは役所の意思と、どうなんですか。私は、役所の意思と関係あるかどうかは、大変ですよ。そうでしょう。役所の意思で、命令でやったかどうかということはどうですか。（山井委員「いや、それはちょっと」と呼ぶ）どうして。この人、違いますよ。網走の人は命令は受けていないんですよ。自分の意思でやったんですよ。
　そういうことがありますので、私の方も、今度は任せずに私も見ますけれども、そういうことです。
○山井委員　何度も質問するのは本当に申しわけないんですが、前回質問したのと違った調査をされたので、ちょっと念のために確認したいんです。
　ですから、今回は、いろいろな条件をつけずに、勤務時間中に署名活動や署名の依頼を地方自治体の職員や首長の方々にされたことがあるか否か、こういうシンプルな調査をしていただきたいと思いますが、冬柴大臣、よろしいですか。冬柴大臣、冬柴大臣、大臣。
○冬柴国務大臣　そのようにしましょう。
○山井委員　ありがとうございます。（発言する者あり）
○逢沢委員長　静粛に願います。
○山井委員　それで、これは何が問題かといいますと、圧力をかけたかかけていないかという議論ではなくて、前回も質問させていただいたんですが、やはり勤務中に、例えば県の職員の方あるいは国交省の職員の方が、箇所づけとかそういうことに関連しておられる方々が、市町村の職員あるいは首長の方々に署名依頼をするというと、別に圧力をかけたつもりがなくても、その署名依頼をすること自体が受け側としたら圧力と受け取られる可能性が高いと思うんですが、それについては、大臣、いかが思われますか。（発言する者あり）
○冬柴国務大臣　いろいろ場内からも意見がありますけれども、結果を見てください、結果を。私の方の、来週月曜日には出せるだろうと思いますけれども、結果を見てから言っていただきたいと思います。それで議論したらいいんじゃないかと思います。
○山井委員　それで、私、前回の質疑で非常にびっくりしまして、繰り返しになりますが、前日のレクで担当者から聞いたことと大臣の答弁がなぜ百八十度違うのか。
　それで、大臣、網走の事例が調査に入っていないということをお知りになったのはいつですか。いや、大臣に聞いている。というのは、前回の答弁のときには御存じなかったわけですか。網走の事例が調査対象に入っていないということは前回の答弁のときには御存じなかったわけですか。
○冬柴国務大臣　私は、新聞はあなたが言われる前に読んでいましたから、ですから、具体的な事例を挙げてくださいとしつこく言って、言っていただきました。私はそれだけ知っていたわけです。
　それで、私は、そういう疑われる事例があるということですから、これは八千人ほどの、大変な手間ですよ、これはやってもらったわけですよ。しかし、その中に網走が入っていたか入っていないか、私はわかりません、そんなこと。網走は、いいですか、新聞報道されているわけですから。

でも、そこに書いた文章が、勤務時間中に何か圧力云々とか書いてありますね。だから、それは入っていないと判断したんじゃないんですか、網走の人は。そう思いますよ。私はそれは、それが入っているか入っていないかは、ここであなたから言われても、知りません、そんなこと。わかりません。

○山井委員　いや、でも大臣、これは重要な部分だと思うんですよ。

私は一月二十九日に網走の例を挙げて、同様の事例がないか調査をしてくれということを要望して、大臣が調査しますということをおっしゃって、部下の方に指示をされたのに、なぜその網走の事例が調査対象にならないような調査を部下の方がされたんですか。おかしいじゃないですか。それは故意じゃないですか、悪質じゃないですか。

だれが聞いても、網走の事例を挙げて質問して、それの同様の事例がないか調査しますと大臣がおっしゃったのに、なぜ網走のケースが調査対象とならないような調査をして、これは二週間も時間を浪費したわけですよ。それはなぜなんですか、大臣。

○平井副大臣　これは圧力ととられるような意思表示というか、そういうことがあったから、大臣はそのように指示されたと考えております。

○山井委員　ちょっと、関係ないことを答えないでほしいんですよ。

大臣は、網走のケースが調査対象になるような調査を指示されたんですか。それが一番肝心なことですから。

○冬柴国務大臣　その当時の議論を読んで素直に解釈すれば、それはそうでしょう。

ですから、そうなっていなかったということで。しかしながら、故意にそうしたかどうかということはわかりませんけれども、これは本当に、網走の事例というのは自主的、自発的に、上司の命令があってやったわけでもなければ、署名活動をやっている御婦人の人とよく知り合いもあり、そういうことが、以前から知り合いがあって頼まれたから、特に自分の知人である人にファクスでやった。相手も、それをもう一遍やってくれたかどうかというのは確かめもしなければ、そういう事例でしょう。

ですから、これは、山井議員は何か組織的にやったということが問題だということをとらえておられるんだろうと私は思いますよ。六万三千人全部が同じような意思を持つとは到底思えませんから。

ですから、私は、圧力云々という言葉は過ぎたんじゃないかと思うから、今回もう一回やり直しますということを申し上げているんですけれども、しかし、そこでとられたことは、そういう行動はやっていない、そういう行動は、ほかの人ですよ、やっていないという回答である、私はそう思っています。そういうことです。

○山井委員　前回も申し上げましたが、天下りの問題を昨年民主党が国会で取り上げたときにも、役所の方は押しつけ型天下りというものを勝手に新たに考え出して、それはゼロであるという最初答弁をして、一カ月後には押しつけ型を取って、ただ単にそういう民間に就職した人を紹介したケースはというと、千三百ぐらいが出てきたわけなんですね。そういうふうに、こちらの調査要望を勝手に変えていることになるわけです。

繰り返しになりますが、なぜ、網走のように勤務時間中、署名活動をしたのかという質問をしたら、この質問が、（パネルを示す）ここにありますように「圧力を加えたことがあるか。」という調査になるのか、ここがわからないんですよ、私は。そこがさっぱりわからないんですよね。

それで、もう一つ確認をさせていただきますが、岡田議員が取り上げた質問で、首長の方々への依頼ですね、二十九ページ。道全協が行った「中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する要望」ということで、これももちろん署名活動であります。

念のため確認しますが、この署名に関しても、国交省の職員の方々が出先機関も含めて勤務時間中に行ったかどうか、これも調査をされるということでよろしいですね。

○冬柴国務大臣　そういう署名活動を指して言うんですか、あなたがおっしゃっているのは。何か婦人の会とか北海道のものとは別でしょう、これは、全然。どういうことですか。全部、何でもかんでも。ちょっと整理してください。

○山井委員　北海道のケースとともに、ですから、議事録で、先日申し上げましたように、首長への署名活動も入っているということを冬柴大臣、前回もおっしゃっていられます。これは首長に対する道路特定財源関係の署名依頼ですから、確認ですが、この署名活動に関しても今回の調査対象に入っているんですねということを申し上

げています。当然でしょう。
○冬柴国務大臣　それも入れてやりましょう。今からやるわけですから。
○山井委員　失われた二週間といいますが、本当に、一月二十九日に要望したことがなぜこれだけ時間がかかるのか。そしておまけに、大臣自身が、当然網走の事例なんだから網走のケースも含まれた調査をやっていると、大臣も当然と思っていたにもかかわらず、巧妙に、圧力を加えたことがあるのかという文言にかえて、今まさに大臣が答弁されたように、網走のこの問題の発端となった方々でさえも、ああ、自分たちは関係ないんだと思うような調査内容にすりかえてしまう。本当にこれは、予算委員会での審議がそんなに軽いものなのかというように私は疑問に思わざるを得ません。
　それでは、次の年金に移らせていただきたいと思います。
　舛添大臣、前回の長妻議員との二月十四日の質疑の中で、五千万件のうち三百八十五万件が統合できた、そういう答弁がございました。これは、大体七％余りなんですね。
　舛添大臣、三月末までに名寄せをするという政府のお約束ですが、被害者、受給者からすれば、名寄せよりも統合なんですよね、当たり前の話ですけれども、名寄せはまだだれのものか確定しないわけですから。被害者が心待ちにしているのは、いつまでに統合してもらえるかということで、現時点では七％余り。
　それでは舛添大臣、一番重要な点をお聞きしますが、お約束の三月末までに、今七％余りですが、何％ぐらい統合ができると予想されていますか、あるいは目標とされていますか。
○舛添国務大臣　今一生懸命やっております。そして、コンピューター上での名寄せ、これは千百万件、八百五十万人、これは既に特別便で今出しつつあります。これは第一次名寄せ。それから、第二次名寄せで百万から二百万。だから、総数一千万人ぐらいの方々にお送りすることができると思います。
　今御指摘の統合ですけれども、そうしてお送りする、お送りしたのを見て社会保険庁に電話ないしは本人が来られる、そしてこの間違いを正して、それからの裁定の作業、まあ、半年ぐらいはかかる可能性が、長い場合でございます。
　そして、今この三百八十五万件について次々と裁定作業をやっている次第で、前回、三百八十五万件裁定終わっていますと私がちょっと答えましたけれども、まだ裁定作業中で、終わっているのもあれば終わっていないのもある。
　それで、今全く未知の領域に直面してやっているわけですから、あとどれぐらい出るか、それから、目標はどれですかということは申し上げられない状況で、しかし、新たな記録が見つかれば一日も早く全力を挙げて統合していく、この方針に変わりはございません。
○山井委員　昨年の参議院選挙前に自民党が配られたビラには、五千万口は消えたのではありません、政府・与党は今後一年間ですべての統合を完了させますということを、ビラ、ホームページで約束しているわけですね。これは六月の末ですから、またことしの六月末が来ると一年になるんですけれども。それでまたその途中の、名寄せ完了の三月末があるんですが、舛添大臣にもう一回お伺いします。
　三月末が一つのめどで、多くの国民は、政府・与党があれだけ三月末、三月末とおっしゃっているんですから、五千万件のかなりの割合が統合されるんだろうというふうに期待をしています。にもかかわらず、今の舛添大臣の答弁を聞くと、待ちに待った三月末になっても、今七％、それが一〇％になるのか二〇％になるのか、さっぱりわからないんですか。大体のめどぐらい、目標ぐらいは当然持って作業をされているんじゃないんですか。再度お答えください。
○舛添国務大臣　十二月からお送りいたしている八百五十万人については、私は、これはもう何度も皆さんの御指摘を受けて、ねんきん特別便、新しいバージョンをつくる、そして、間違いの可能性が非常に大きいですよ、そしてこれはちゃんとお申し出くださって一緒に作業をすれば年金がふえる可能性も大きいですよということを申し上げております。ですから、八百五十万の方々の御協力も賜って、一日も早くこれを一つ一つ確実にしていく、そのために電話のダイヤル回線もふやす、窓口の対応もきちんと丁寧にする。
　それから、来られた方で、例えば山井さんでほぼ間違いないなという方には、その事業所の名前から場所から全部お教えする、こういう方針を今打ち出しておりますので、どうか国民の皆様にもいらしていただいて、例え

ば八百五十万人のほとんどの方が来られる、そうすると、八百五十万件を三月までに皆さん相談してくだされば、そこからの裁定作業は、書類を整えたりとか、それは国民の皆さんの時間もかかりますから最大六カ月ぐらいかかりますけれども、そうしていくと、一歩一歩これは確認できると思います。

それから、四月以降は、コンピューター上での名寄せでできなかった約千九百万人に対して、十月までに一億人全員に送りますから、相当の数の解明ができる、そういうふうに思います。

○山井委員　結局、めどは全くなしということですね。今の答弁を聞いていたら、具体的なめどは全くないじゃないですか。一〇％になるのか二〇％になるのかも、さっぱりわからないんですか。そういうことでは、本当にこれは国民にうそをついたことになりますよ。自民党のビラにも一年以内にすべて統合と書いてあるわけですからね。

そこで、今、舛添大臣、ねんきん特別便でいろいろ作業をされているということですが、三十ページに、資料をお配りしております。一月二十六日から、今も大臣答弁されましたように、答えそのものずばり、つまり、何年から何年までどういう、どこに勤めていた、どの市町村の国民年金あるいは厚生年金が宙に浮いて、あなたの名前が発見されましたよということを、一月二十六日から答えを言うことになっているんですよね。

問題は、一月二十五日まではヒントだったわけですよ。それで、一月二十五日までにねんきん特別便に対する社会保険事務所への来訪相談は、三十ページにありますように、社保庁の答弁によると九万二千三百六十三件、ねんきん特別便専用ダイヤルへの電話相談は九万六千四件です。

そこで、私が言いたいのは、一月二十六日以降の人は教えてもらって、親切で助かったという声を私も聞いています。ところが、一月二十五日まではヒントしか言ってもらえなくて、追い返された方が多いんですね。先日もある番組でやっていましたが、会社名が間違っていると。いざ、一月二十六日以降に行って答えを聞いたら、会社名の前に「新」という字が欠けていただけで、だめだだめだと言って追い返されていたわけですね。これはゆゆしき問題ですよ。一度電話をかけたり訪問したのに、ヒントだけでクイズをさせられて追い返された方がかなりいるわけです。

そこで、舛添大臣、ぜひとも十二月末から一月二十五日までに来られた方には、今は答えを言いますからもう一回来てくださいという連絡をすべきだと思うんですが、いかがですか。

○舛添国務大臣　まず、それは一般的な広報体制としてやりますとともに、一月二十五日まで、もっと言うと、新しいねんきん特別便を二月六日から発送していますので、その前に受け取った方は本当にわかりにくい。したがって、これは再度、今送り直す作業を準備しております。そして、必ずいらしてください、今度はきちんと教えます、そういうことを引き続きやるということを今決定したところであります。

○山井委員　舛添大臣、それでは余りにも不親切過ぎますよ。一度来た人、一度電話した人に本来なら答えを教えるべきだったんじゃないんですか。民主党はそれを最初から、一年前から長妻議員とかが言っていたじゃないですか。それをせずに、ヒントだけ、クイズみたいにして、多くの人が記録と結びつかずに一カ月間追い返されたわけですよ。普通の民間企業の発想だったら、その方々に電話をして、先月は大変失礼なことをしました、こちらの不手際で。今ではもう答えを言いますから、ぜひもう一度来てくださいと電話するのが最低限のやり方でしょう。

やはりこれは電話すべきだと思いますよ。舛添大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣　まず、ねんきん特別便の電話をかけてこられた方々は、どういう方がどういうふうにかけてきたかというメモが全部とってあります。それから、窓口にどういう方が来られたか、全部メモをとってありますので、そういうメモを見て、懇切丁寧な対応をしていなかったものに対しては、電話を含め、きちんと早急に対応したいと思います。

○山井委員　早急に対応したいということですが、これは本当に深刻な問題なんですよ。それでもうあきらめてしまったら、その方の年金が十万円なり百万円なりもらえないまま終わってしまうんですから、一月二十五日までに行ったばっかりに。

そこで、早急にとおっしゃいましたが、やはり一月二十五日までに来た人には大体いつぐらいまでに連絡するんですか。やはりそのことは明確に言っていただきたいと思います。

○舛添国務大臣　どういう形で追い返し、追い返しという言葉を今委員が使いましたから、そういうことをちょっと調査させてください。そして、どれぐらいの方々にどういう対応をして、そして現実には、私は、だから来られる方はほとんど問題があったと思っています。

それで、今、会社の名前、「新」がついたというようなことがあるし、それから、いつかも申し上げましたけれども、何とか病院というんじゃなくて医療法人何とか会みたいな名前になっていますから、これも細かいマニュアルをつくりましたので、取り扱いの差異があってはいけませんので、まず調査をさせていただいた上で、どういう形でスケジュールを組むか、これはまた追ってお知らせしたいと思います。

○山井委員　これは、舛添大臣、引き続き質問しますが、ぜひ早急にやっていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、社保庁のミスで統合できなかったわけですからね。本来一回来た人なわけですから。

そこで、もう一つ、訂正はがきの問題が深刻なんですが、配付資料のカラーのページにもございますように、ねんきん特別便、訂正なしということで返ってきている人が二九％もいるわけです。ところが、この二九％の方に対して、もう一度特に可能性が高そうな人に連絡すると、下の円グラフにもありますように、そのうち四四％の方が、訂正なしと送ったけれども、やはり私の記録だったというふうにわかったわけですよ。これは非常に深刻な状況ですよ。もしはがきを受け取って、はいそれで終わりといったら、四四％の人はそのまま、もらえるはずの年金をもらえなかったわけなんです。

ですから、舛添大臣、訂正なしと返ってきた人にも一度念のため確認の電話をする、これは当然のことだと思うんですよ、実際こういう結果が出ている以上。舛添大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣　今のようなケースについてきちんと電話で対応する。そして、電話番号がわからない場合に、住所はわかっていますから、これは一戸一戸職員が行って対応する、そういうふうに指示をしているところであります。

○山井委員　確認しますが、そうしたら、今のは重要な答弁ですから、訂正なしと来たはがきに関しては、ここに実物がありますけれども、この確認はがきというものですね。確認はがき、訂正がない、こう来た方々には電話で確認をするということでよろしいですか、大臣。

○舛添国務大臣　その前に、何でこんなにわかりにくかったか、もう一遍説明させていただくと、やはり同じような名前で間違った人に行ったり不正があったりしてはいけないから、いわゆる成り済ましとか不明で思い違いとかいうことで伏せたんです。これは私も最後まで迷いました。本当は、せっかく見つけたんだから、何さん、何年の期間、こういう工業所に勤めていましたと出したかった。だけれども、そういう懸念があったので、これを抑えた。しかし、今は、本人の可能性が非常に高い場合には電話でお教えするということにしておりますので、本人の可能性が高い。

だから、訂正ありなしというのは印字されたことについて訂正ありなしですから、それはそれでやりましょうと。本来はいわゆる抜けているところの部分を確定する作業が主なので、要するに二兎を追っちゃったわけですよ、はっきり言って。メーンの目的はこっちなので、実を言うと訂正ありなしと、メーンの、第一の大きな目的とは違うんですね。ですから、そういう不備を今一生懸命、本来はこういうことがプログラム段階で組めればよかったんですけれども、今言った不正や何かの防止ということでやりました。

したがいまして、今御指摘のように、明らかにこの人は違うよという人には、それはやる必要はありません。しかし、本人である可能性が非常に高い方については、きちんと電話で対応し、電話番号がわからないときには戸別訪問もやる、そういうことでございます。

○山井委員　いや大臣、明らかに違うかどうかは本人が確認しないとわからないわけですから、可能性が高い人だけ電話するという主観的なことでは困るわけですよ。わからないから特別便を送っているわけですからね。省庁がわかっていたら送る必要ないわけですから。

ですから、訂正ないと返ってきた方には、やはり一度電話で、本当に大丈夫ですかと、それで答えを言ってやる、やはり電話をするということをお約束願いたいと思います。これは大事なところですから。

○舛添国務大臣　今委員が御指摘の点は、これは社保庁の責任で起こったことですので、きちんと対応したいと思います。

○山井委員　そうしたら、これは確認ですが、訂正がないと送った人でも後で訂正した人が今かなり続出しているわけですから、電話で確認するということでよろしいですね。ちょっとこれは大事なところなので、もう一回確認します。
○舛添国務大臣　そういうような方針で既に指示を出しております。
○山井委員　いや、ちょっと待ってください。既に指示を出しておりますって、指示が出ていないから私は質問しているのであって、そういう方針で指示を出すんですね。もう一回それを答弁してください。
○舛添国務大臣　きめ細かく、正しい記録が確立していけるように指示を出します。
○山井委員　電話をしていただくというふうに理解をしたいと思います。
　ところが、そこで問題は、電話をするにしても電話番号がわからないというケースが約半数なんですよ。
　そこで、舛添大臣に提案したいんですが、ここに、確認はがきのところに電話番号の欄をつくるべきだと思うんです。最近、一〇四でわからない家が半分ぐらいなんですよ。それで、プライバシーのために上からシールを張ってほかの人には見えないようにすればいいのであって、ここに電話番号が書いてあれば、基本的には一〇〇％電話で確認ができるんですよ。
　なぜこんなことを言うかというと、相当親切にきめ細かくやらないと統合の件数はふえないんですよ。ですから、この確認はがきに電話番号の欄をつくってやるということを提案したいと思うんですが、大臣、いかがですか。
○舛添国務大臣　今委員が個人情報ということをおっしゃって、もう毎回、不正の防止とか個人情報の保護とかそういう配慮もしないといけないもので、全く考えないでそういうフォーマットを決めたわけじゃございません。
　しかし、今委員御指摘のように、電話番号で追いかけるというのは戸別訪問をやるよりも一番頻度を高くやれますから、そういう方向で、今の委員の御指摘が組み込めるような形で、次の印刷物からはそういう方向を今検討させていただいて、ぜひ実現したいと思います。
○山井委員　私の部屋にも四百人ぐらいの方々から電話、ファクス、メール、手紙が来て、本当に困っておられる方が多いんですよね。これはやはり、ある意味では与野党を超えて、一人でも多くの人の記録が戻るように、本当に、細かいことでも親切にやっていく必要があると思うんです。
　それで、一番大きな問題はこれなんですよ。舛添大臣にはもう何度も言っていますが、最大の問題点は、今回、舛添大臣、注意喚起文を入れるとおっしゃいましたが、はっきり言ってほとんど効果ありません、注意喚起文では。
　私、例をつくってみました。「ねんきん特別便　あなたの年金記録が漏れていて、年金が少なくなっている可能性があります。　下記の年金記録のうち「※赤字部分」の時期に、年金に加入していたかどうかご確認ください。もし記録が漏れていたなら、社会保険事務所までご連絡ください。」ということで、例えば米印で、高井戸製パン、いつからいつまでと。
　やはり、これを入れたら、受け取った人は二つに一つなんですよ、心当たりがあるかないか。返答率、統合率は飛躍的に上昇します。
　そして、先日も民主党の年金の部会で聞いたら、社保庁の担当者の方は、もし成り済まし、もらおうと思って、記憶にないのにもらうと言ったら、それは後でチェックをできるということまでおっしゃっているんですね。これは今までから、長妻議員も含めて、民主党が主張していることなんですが、委員の皆さんもどう思われますか。これが入っていたら、一番わかりやすいんですよ。逆にこれが入っていなかったら、読み方の説明文があったって、おじいさん、おばあさん、そう簡単にわかりませんよ。
　大臣、こういうことで今、年金特別相談の電話や窓口に行ったら教えてもらえるんでしょう、一月二十六日から。教えてもらえるんだったら、来い、電話しろじゃなくて、そこは申請主義の枠を超えて、やはりもう答えを書いていく、こういう発想の転換をしないと、まだ訂正申請はたった四％ですよ。でも、社保庁の方々に聞いたら、恐らく八割、九割は多分その人じゃないかという方に送っているのに、四％しか訂正申請がないと嘆いておられるわけですよ。やはり根本的にやり方を変えないとだめだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。
○舛添国務大臣　まず、お答えする前に、そこの訂正なしありというのは、例えば今のこれでいうと、黒字の部分

について聞いているわけですね。だから、赤字について聞いていないので、私は先ほど二兎を追う者は一兎をも得ずということを言ったので、一兎の方はこちらなんです、実を言うと。ですから、訂正ありなしのパーセンテージとこの問題とは、直接的にはかかわりありません。

そして、四％が今九％ぐらいに数字が上がっていますけれども、ただ、私も、先ほど申し上げたように、この高井戸製パン云々というのを入れた方がいいと。しかし、先ほど言った成り済ましとか、いろいろな問題点がありました。ただ、これは、プログラム上、今やろうとすると、あと四カ月、五カ月プログラムを組まないと、ここに個別の印字ができません。

つまり、赤字のところは今捜査中の話ですから、それで、この部分は今ここに書いていないわけですね。そして、ここからここまで、ほら、つながっていないでしょう、五十八年十月一日から五十九年の間は空欄でしょうというのを赤字で書いて、ここの区間についてお調べくださいということを書いてありますから、それは、こう書いた方がはるかに効率はいいし、よりわかりやすいと思いますけれども、これに最大限近づけるように、注意書きをし、そして、お答えも、電話でも窓口でもより丁寧にする、そういう方策をとっているのが今の状況であります。

○山井委員　民主党は、もう一年近く前から、こういう答えを送るべきだ、そうしないとわからないんだということを言い続けてきているわけですよ。だから、これは今おっしゃったけれども九％で、それでもまだ九％じゃないですか。本来、八割、九割ぐらいがヒットするであろうということでやっているわけですよ。何年かかるかわからないんですね、そういう本当に不親切なやり方でやると。

もう一つ、先日議論になった、舛添大臣、書道家の方々が一日三十人か九十人、昔の台帳が読みにくいので作業をされているということですが、この方々、書道家の方々が作業をされているということですが、聞いてみたら、時給が三千五百円ということですね、三十一ページ。時給三千五百円、一日働くと二万八千円で、三十人から九十人、昔の台帳をやっていると。

それで、舛添大臣に要望があるんですが、一カ月前から、この台帳の照合現場を視察したいということを民主党が要望しているんです。ところが、一カ月間ずっと拒否されてきているんです、個人情報保護に反するといって。もちろん、漏えいしません、見たものはしゃべりませんし、何なら二メートル離れて文字が読めないところにいて結構ですし、行ったときは無言で行って作業の邪魔はしませんから、民主党として、この照合作業、本当に私たち、何とかしないとだめだと思っているんですよ。先日も、中国人の派遣の人が二十万件ぐらいやって照合をミスしたとか、本当にそんなことでいいのかと心配しているんですよ。

ですから、民主党として、御迷惑がかからない形で視察をさせていただきたいと思うんですが、大臣いかがですか。

○舛添国務大臣　ワンビシアーカイブズの場合、これは皆さんで行き、私も行きました。一つは、現に作業をしているか、していないか。倉庫ですから、作業の邪魔ということはないと思います。だから、少し慎重にというのは、現に作業していることの邪魔があってはいけないとか、大事な資料を見ているので個人情報の保護とかあるんですけれども、今委員がおっしゃったように、そういうことのセキュリティーはきちんとお守りになるということですから、これは一つの御提案でございますけれども、ワンビシアーカイブズのときにも、厚生労働委員会の理事会でお諮りになって与野党の皆さんで一緒に行かれました。そういう形での対応が一番いいんではないかというふうに思っておりますので、ぜひそういうことで御協議をいただければありがたいというふうに思います。そして、前向きにこれは検討させていただきたいと思います。

○山井委員　本当は、これは民主党だけですぐにでも行きたいわけですが。

時間に限りがありますので、次に薬害肝炎のことにいきたいと思います。

先週末、ＮＨＫ佐賀の報道を見ておりまして、非常に私は驚きました。といいますのは、どういうことかというと、その開業医の方は四十五人に投与した、そうすると、六人感染した、舛添大臣、これは一三％なんですよ。今まで言われているのでは三、四％ということなんですよね。ただ、この一開業医の方のケースだけですけれども、もしこういうように高かったら、薬害肝炎にかかった人が一万人ではなくて三、四万人いるのではないかという話にもなってくるわけです。

それで、大問題なのは、この三十四ページ、先週金曜日に出ましたように、今回新たに調査をしたら、七・七％カルテなどがあると言っていたのが、何と急に三・四倍、二五％にふえたということなんですね。四年前の調査がいかにずさんだったか。ということは、四年前にカルテがないと言われて、それこそ門前払いになっていたわけですよ。でも、実際はあったわけなんですよね。

それで、今回のケースで、三十七ページにありますように、七千の医療機関で三千六百三十二人にお知らせを既にしたということです、元患者の方々に、医療機関から。

そこで、大臣にお伺いしますが、三千六百三十二人にお知らせをして、何人の方が感染されていたのか、あるいは肝炎、肝硬変、肝がんになっておられたのか、その内訳をお教えください。

○舛添国務大臣　今回は、とにかく約七千の医療機関に対して、投与した事実、カルテから分娩記録からあらゆる記録を探ってみてください、そして一日も早く投与された方にお知らせして、そして検査をしていただく、それが第一にやる喫緊の課題だということで、そういう調査票をお渡ししました。

しかし、その中で何人感染し、何人が感染していないか、何人が例えば肝硬変までいったかというようなことについての調査まではまだ至っておりません。しかし、これは今後調査をしていきたい。今まだ全部回収が、戻ってきていないんです。今、医療機関は一生懸命探して、その投与した患者さんに連絡しているところでありますので。これは、今後引き続き今の答えが出るように調査を継続いたします。

○山井委員　そうしましたら、三千六百三十二人の方々を含めてフィブリノゲンを投与した方に関しては、感染されているかどうか、肝炎か、肝硬変か、肝がんか調査をするということで、今うなずいてくださっております。

そこで大事なのは、これは感染しておられたら、当然、先日議員立法で成立した薬害肝炎救済法の対象になるわけですね。なるわけですから、これは、感染されておられた方が発見されたら、その方にはこういう法律の対象になりますよということを告知するということでよろしいですね、大臣。

○舛添国務大臣　それはもう医療機関に対しても、必ずそのことをお告げください。もちろん、厚生労働省のホームページでもきちんとそれは周知して、とにかく新しく法律ができましたから、きちんとあなたはこうして提出をしてください、そして法律に基づいて支給されるものがありますということは、きちんと告知をいたします。

○山井委員　それと、深刻なのは、この三十七ページの表にもありますように、投与後に千七百十一人の方が既にお亡くなりになっているんです、千七百十一人。この方々が、問題は、肝炎が原因で亡くなったのか、そうでないのかというのが非常に重要なんですが、当然この調査もしないとだめだと思います。当然、お亡くなりになられた方でも、感染しておられた、あるいは肝炎が原因で亡くなられていたら、法律の対象になって和解金が出るわけですから、この調査は不可欠だと思いますが、この方々の調査もするということでよろしいですか。

○舛添国務大臣　お亡くなりになられた方々の死因の究明を含めて、当然、これから引き続き調査をいたします。

そして、仮にフィブリノゲンが投与された、そしてそれが原因で肝硬変や肝がんになってお亡くなりになったということがきちんと立証できれば、それは法律に基づいて給付金が支給される、遺族がおりますから、遺族にきちんとそれは対応する、そういうことでございます。

○山井委員　これは、二十八万本投与されたにもかかわらず、まだ相手が一万人弱しか特定されていないということで、まだまだ十分ではないわけです。

ＮＨＫ佐賀の報道によると、佐賀県は、二〇〇四年のときには、カルテなどが残っているというのは一病院しかなかったんです。それが、今回再調査したら、何と十病院にふえたんですよ。この四年間、残りのところの人は、もうカルテがないんだといって門前払いにされていたわけです。おまけに、舛添大臣、今回十病院と回答しているんですが、ＮＨＫがさらに丁寧に調査したら、何と十八病院にふえたというんです。それで、ＮＨＫの佐賀は、十八病院の病院名を番組で流して、注意喚起をして、検査を受けてくださいということまで言っているわけです。

大臣、どう思われますか、これは。二〇〇四年に一病院だったのが、十八病院、本当は関係の資料があったわけですよ。二〇〇四年の時点でそれがわかっていたら、検査を受けられて、そしてインターフェロン治療を受けたりして治っていた方もいるかもしれない。命を救われていたかもしれない。四一八リストでも、その告知をしなかったことで失われた命があるというのが大問題になったわけですよ。

舛添大臣、二〇〇四年のときに、なぜきっちり、今回やったような、カルテなどを、いろいろな分娩記録などを調べて、そして本人に告知するということをやらなかったのか。これは、残念ながら、それで悪化した人、亡くなった方、おられるかもしれませんよ。なぜやらなかったのか。そのことはやはり調査しないと、これは、二〇〇四年のときに、カルテなしとホームページに出ていたからあきらめた方がいっぱいいるわけですから。大臣、この二〇〇四年のときの対応が、カルテの調査などが十分であったのか。不十分であったというふうに記者会見でも述べておられますが、そのときのことの調査を一回やっていただきたいんですが、大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣　平成十六年、二〇〇四年の調査票を私もちょっとチェックしますと、こういうふうに書いてあるんですね。「昭和六十三年六月三十日以前にフィブリノゲン製剤を投与した記録（診療録、使用簿など）が保管されていますか。」こういう質問に対して、投与記録は保管されていると回答したのは、今委員がおっしゃったように、六千九百十六施設のうちの約七％しかなかった。

私は、今回、それじゃだめだ、とにかく、分娩記録でも、注射を打てといった指示でも、薬の処方せん、何でもいいから捜し出してくれ、こういうふうにお願いをしたところ、六千六百九施設、少し統廃合で病院の数が減っていますけれども、約四分の一の二五％。私は、やはり患者の視点、国民の視点に立ってきちんと対応しないといけない、その差がここに出たんだろうというふうに思います。

そして、和解の合意書、国と患者の皆さん方との合意書の中に、きちんとこういうことについて、第三者委員会というか中立的な委員会を両者合意のもとにつくって検証作業をするという合意の中身がございますので、早急にこういう組織を患者、原告団の皆様方と協議をして立ち上げて、そこでこの問題についてもきちんと検討したい、そういうふうに思っております。

○山井委員　きょうは、実は、薬害肝炎の原告の方々も何人か傍聴に来てくださっておりますが、私は、本当にこの四一八リストの問題にしても今回の問題にしても、なぜ厚生労働省はそんな命の問題に対して鈍感なのか、それがわからないんですよ。カルテのあるなしで命がかかっているんですよ、それが見つかるかどうかで。人生もかかっているんですよ。

今回舛添大臣がそういう指示をしてくださったのはありがたいとは思いますが、なぜそれが二〇〇四年にできなかったんですか。プロ中のプロの厚生省の方だったらわかるでしょう。

原告団長の山口さんも新聞のコメントで、二〇〇四年に国がきちんと指示を出していれば、もっと被害者の掘り起こしが進み、早い対応がとれたはず、薬害の深刻さを隠そうとしていたとしか思えないと批判しているんですよ。これは隠ぺいですよ。もしそのときに、ちゃんと告知して、カルテがあると言っていたら、医療費助成もことしの四月じゃなくて三年前からできていたかもしれないじゃないですか。そうしたら、何人の命が救えたと思うんですか。ですから、このことはぜひとも調査をしていただきたい。

それで、時間も限りがありますが、医師不足のことについて移らせていただきたいと思います。

先週、私が出した質問主意書に対して答弁が返ってまいりました。どういうことかというと、医師は数的に基本的に足りているのかということに対しまして、今回、充足しているとは言えないという答弁が返ってまいりました。

しかし、今まで私が川崎元大臣に過去質問をしたときなどは、医師が不足しているとは言えないという答弁だったんですが、医師が充足しているとは言えない、つまり医師が不足しているという答弁は、私は、政府見解としては初めてではないかと思いますが、医師が不足していると認めたということで、今回の質問主意書の答弁はよろしいでしょうか。

○舛添国務大臣　私は、今の医療の現場をつぶさに見ていますと、やはり総数として医師は不足している、そういう認識を持っております。

そして、それともう一つ、偏在ということで、それは診療科による偏在。産科、小児科、外科、こういうところに足りない。それから、業態による偏在。開業医、それは、医師が不足していますと私が言うと、うちの周りを見てください、開業医がいっぱいいますよ、大臣、こういう反論が返ってくる。だから、勤務医か開業医であるか、こういう業態による偏在。こういう総合的な問題がございますので、これを一つ一つ今直していかないといけない。ですから、私はそういう答弁を山井議員に対していたした次第であります。

○山井委員　今の舛添大臣の答弁は、極めて当然の答弁だと思います。問題は、今までその答弁を政府がしてこなかったことなんですよ。過去数年間、民主党が医師が不足しているのではないかと何度言っても、そう答弁してこなかったわけですよ。例えば、平成十八年三月十五日、当時の川崎厚生労働大臣は、「数的には基本的には足りている。」と答弁していたわけですよ。

今、患者さんのたらい回しの問題や深刻な医師不足がふえている。ですから、私たち民主党は、医師は不足している、不足していると言ったにもかかわらず、政府は、不足はしていない、足りている、医師もふえている、偏在にすぎないんだということで言い続けてきたわけじゃないですか。

では、舛添大臣、平成十八年三月十五日の川崎大臣の「数的には基本的には足りている。」という答弁から今日まで、いつの時点で、なぜ不足しているというふうに答弁を変えたんですか。大臣、いかがですか。いつ変えたんですか。

○舛添国務大臣　私は、先ほど申したように、就任して以来、現場をつぶさに見、それから、大臣に就任する前も、医療は非常に興味があり、私のライフワークでもありますから、見ていったときに、これはやはり医師の数を、総量を抑制する、医療費をただ抑える、こういうことでは日本人の命は守れない、そういう確信があり、そしてそれは、細かい統計をとると、不足しているとか充足しているというのは何に対して言うんですかということになる。ＯＥＣＤに対してどうだ、人口千人当たりどうだと。しかし、例えばアメリカと日本を見ても、千人当たりだとそんなに数は変わらないんです。だけれども、アメリカのお医者さんは、お医者さんをサポートしてくれるメディカルクラークとかアシスタントがいっぱいいるから楽になっているんです。

そういうのも見ないといけないので、ただ単に、数が足りている、不足しているという議論を、国際比較を入れてもやるのは、私は、さほど生産的な議論ではないと思いますので、むしろ現状をしっかり見きわめて、改善策を短期、長期、中期、これは午前中の前原委員の御指摘ですけれども、そういう方向でやった方がいい。そのためには、不足し、偏在しているという認識をしっかり持った方がいい、そういう私の哲学に基づいてお答えをした次第でございます。

○山井委員　本当に残念でなりません。過去数年間ずっと民主党が医師不足、医師不足と言ってきたのに、今までから否定し続けてきた。まさに遅過ぎますよ。現場のお医者さん、地域の患者さん、泣いていますよ、医師不足で。にもかかわらず、先週まで正式には政府はそれを認めなかった。余りにも現状認識が私は薄過ぎると思います。現状認識がなっていないから対策がとれなかったわけじゃないですか。それで、おまけに、何か大臣がかわったら見解が変わったと。それも何か余りにも、そういうものでいいんですか、こんな深刻な問題が。

それでは、もう一つお伺いします。

肝炎の話に戻りますが、この調査、舛添大臣がおっしゃってから四カ月たってもまだ、二十八万人中一万人も、投与された人が発見されていない。これでは、刻一刻と命が失われていっているわけなんです。もっとスピードアップしないとだめだと思います。

というのは、医療機関任せではだめなんです。そもそも、御存じのように、今回の議員立法でも明らかになったように、薬害肝炎の責任は国にあるわけですから、もっとスピーディーに、これは国の責任で、医療機関任せではなくて、調査と告知をすべきだと思います。そして、そのためには、必要ならば、カルテの検索とか手間と労力がかかるんです。これが一つの壁になっているんですね。そういうことの財政的な支援も国がやるとか、そういうことも含めてやらないと、二十八万分の一万しかまだ調査も告知もできていない、これではだめだと思いますが、これをもっと、調査と告知を急ぐ、そのための方策について最後に大臣から答弁いただきたいと思います。

○舛添国務大臣　委員が先ほどごらんになったというＮＨＫの番組、私も見ました。そして、あれだけ膨大なカルテ、これを捜し出す。この前の、四年前の二〇〇四年の指示だと、さっとしか見ていない。しかし、克明に捜し出すというのは物すごい労力が要ります。医療機関から、これじゃ大変だという声も上がっておりますので、どういう支援策ができるか、このことも含めてきちんと対応してまいりたいと思います。

○山井委員　私はぜひ財政的な支援、カルテ検索、告知のためにかかる費用というのはやはり国が負担する、それぐらいのことをすべきだと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。